

○ 財務省告示第二百九十三号
平成二十二年八月六日第五条第十一項の規定に基づき、
条件等を次のように告示する。昭和五十七年大蔵
平成二十二年とおり告示する。
付利債券(十年)(第三百九十九号)
財務大臣 野田佳彦

一 条件等を次のとおり告示する。
二 平成二十二年八月六日第五条第十一項の規定に基づき、
三 の法律発行の名称及び根拠記述
四 発行方法の適用

て価のし定あ争争う札価振の以律社條九特律に營平回利付
得格決、めつ入入。一格替適下へ平債第年別第関の成
らを定価らて札札に以を機用一法会七すた二
れ募を格れられると發により競闘を受けるため十二
る入受競た価額け争格時一發行競に付けるもとのう。二
格にた入利競にと行い(以入わう)下入行とし。三
をよ各札を入わう(以札れ)。下入行とし。四
そり申にお札れ)。下入行とし。五
の加込おそのにる、「札わる」の規の定。六
發重みいの行平のて利お入価値均応募率い札格格とる
行平のて利お入価値均応募率い札格格とる
格し募入とてで競競い入

利付國庫債券(十年)(第三百九十九号)
財務大臣 野田佳彦

て価のし定あ争争う札価振の以律社條九特律に營平回利付
得格決、めつ入入。一格替適下へ平債第年別第關の成
らを定価らて札札に以を機用一法会七すた二
れ募を格れられると發により競闘を受けるため十二
る入受競た価額け争格時一發行競に付けるもとのう。二
格にた入利競にと行い(以入わう)下入行とし。三
をよ各札を入わう(以札れ)。下入行とし。四
そり申にお札れ)。下入行とし。五
の加込おそのにる、「札わる」の規の定。六
發重みいの行平のて利お入価値均応募率い札格格とる
行平のて利お入価値均応募率い札格格とる
格し募入とてで競競い入

五

ハロイ
方募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競定
行争非者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と
入場も加、た価格國定特あ争争す
札特の者財後格競債め別つ入る
発別にご務に競争市る参て札札も
行參よと大行争入場も加、と發の
一加るに臣わ入札特の者財同行に
と者發応がれ札發別にご務時一よ
い・行募各の行參よと大にとる
う第へ限國る募一加るに臣行い發
。II以度債入と者發応がわう行
非下額市札のい・行募各れ。(以下
価一を場で決。う第へ限國る、
格國定特あ定。I以度債入価一
競債め別つを及非下額市札格非

六

イ
発

二 ハ 口

争非者特国行	争非者特国	札非	入価
入価・別債	入価・別債	発競	札格行
札格第参市	札格第参市	行争	発競
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額

でた条特 三利第別 千付一會 二國項計 百債のに 五に規 十つ定す 四いにる 億て基法 円、づ律 額き第 面發四 金行十 額し六	でた条特 千利第別 九付一會 百國項計 三債のに 十に規 三つ定す 億いにる 円て基法 、づ律 額き第 面發四 金行十 額し六	でた条特 七利第別 十付一會 九國項計 億債のに 二に規 千つ定す 万いにる 円て基法 、づ律 額き第 面發四 金行十 額し六	円額た条千面行 六、二債の例政 一百額た条特百 六で利第別三つ定 に億債の十一付 に規万兆国項計 千つ定す千つ定 に、千に規 九百六、き法の 九百六、き法 百額き第十て基 六八はづ律二額 十億、き第十で利 万金し二三額發 十億、き第十で利 万金し二三額發 一のる	う億額 ち円面 に規等運、 額 で で 一 兆 九 千 九 百 七 十 五
---	--	--	---	---

十 ロ イ 一 発	九 八	二	ハ ロ イ 払
者 特 国 札 非 入 價 発 ・ 别 債 発 競 札 格 行 行 第 参 市 行 争 發 競 價 I 加 場 、 入 行 争 格 日	振 額 最 替 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 行 額 入 價 ・ 别 債 入 價 ・ 别 債 發 競 札 格 返 單 面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争 發 競 金 位 金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額		
錢 額 錢 額 平 す 額 の 振 五 万 三 万 千 七 円 二			
面 以 面 成 る の 記 替 万 円 千 円 九 十 兆			
金 上 金 二 。 整 載 法 円 二 百 九 十 九 四			
額 の 額 十 数 又 の 百 三 億 四 十			
百 そ 百 二 倍 は 規 六 三 十 九 四 十			
円 れ 円 二 年 的 記 定 十 四 千 七 百 七 千			
に ぞ に 八 金 錄 に 五 億 七 百 七 千 二			
つ れ 月 額 は よ 億 七 百 七 十 二 百 三			
き の き 六 に 、 る 三 千 六 百 五 十 六			
百 の 百 日 よ 最 振 八 五 十 五			
円 応 円 る 低 替 百 五			
三 募 三 も 額 口 九			
十 價 十 の 面 座 と 金 簿 十 五			
五 格 三			

十四

初期利子

平

成控得は出に住時額金にの口るに
二除税外しは者にへ額よに座も係發
十すの国た、又おたにりつにのる行
二る税法金前はいだ百算い記と所時
年こ率人額記外てし分出て載し得に
十とをがに(一)國取、のしは又て税お
二が乗適当の法得当二た、は振がい
月でじ用該算人す該十金前記替源て
二きたを非式での國を額記録口泉、
十る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
日。額け住よるがをじらのれ簿収の
を支)る者り場非発た當算る中さ利
を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{47}{365}$$

(二)

十二

の経利入価・別債行争非
払過札格第参市及入価
込利発競Ⅱ加場び札格
み子率行争非者特国發競

(一)年

む十式は一
も号に、募・
のによ払入一
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二十九八七六
十十五十

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限

平成財務大臣から通知を受けた者
年八月六日
額面金額× $\frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

日額平るい日毎年
本面成利てを年
銀金三子、支六
行額十をそ払月
百二支の期二
円年払日と十
に六う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月
属に二
すお十

規下は払し払
定、期た期
す次そが金と
る号の銀額し
期及翌行を、
日び営休支次
に第業業払の
つ十日日う算
い六にに。式
て号支當たに
同に払ただよ
じおうるしり
。いへと、算
て以き支出